教育福祉委員会審査日程表

日時　令和５年７月４日（火）
　　午前９時５０分開議
場所　第３・４委員会室

第１　陳情第１０号　物価高騰や家庭用電気代値上げに見合う生活保護基準の引き上げを求める意見書提出を求める陳情書

第２　請願第　２　号　学校給食の完全無償化の実施を求める請願書

第３　議案第３６号　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第４　所管事務の継続調査について

令和５年第２回定例会
教育福祉委員会
議案第３６号　資料

議案第36号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

１ 概 要

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和５年厚生労働省令第 48 号）の施行に伴い、次の関係条例の一部改正を行うこととなった。

こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備に伴う条例改正のため、関係条例の整理に関する条例としてまとめて改正するものである。

（１） 流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和５３年流山市条例第３５号）

（２） 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２３号）

（３） 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２４号）

２ 改正内容

新旧対照表のとおり

令和５年第２回定例会
教育福祉委員会
議案第３６号　資料

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用料金） 第 12 条　第 10 条第１項の承認を受けた者が福祉作業所を利用したときは、当該利用について、法第 29 条第３項に規定する主務大臣が定める基準により算定した額から同条第１項の訓練等給付費の額を控除した額を利用料金として指定管理者に支払うものとする。 ２　前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。	（利用料金） 第 12 条　第 10 条第１項の承認を受けた者が福祉作業所を利用したときは、当該利用について、法第 29 条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額から同条第１項の訓練等給付費の額を控除した額を利用料金として指定管理者に支払うものとする。 ２　前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

令和５年第２回定例会
教育福祉委員会
議案第３６号　資料

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第４条　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第 27 条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を 20 人以上とする。	第４条　特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第 27 条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を 20 人以上とする。
２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19 条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19 条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
（１）　認定こども園　法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分	（１）　認定こども園　法第 19 条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
（２）　幼稚園　法第 19 条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分	（２）　幼稚園　法第 19 条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分
（３）　保育所　法第 19 条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分	（３）　保育所　法第 19 条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第６条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第６条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方

改正後	改正前
法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号　　又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4　前２項の特定教育・保育施設は、これらの項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	4　前２項の特定教育・保育施設は、これらの項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第７条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	第７条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号　　又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

改正後	改正前
（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第７条第２項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号　に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。	（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第７条第２項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。
（利用者負担額等の受領） 第 13 条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第 27 条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 ３　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	（利用者負担額等の受領） 第 13 条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第 27 条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 ３　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 ４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

改正後	改正前
(1)　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用	(1)　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
(2)　特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用	(2)　特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
(3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供
（ア）　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円	（ア）　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円
（イ）　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）	（イ）　法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）
イ　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）	イ　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）
（ア）　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	（ア）　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
（イ）　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者	（イ）　法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者
ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
(4)　特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用	(4)　特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

改正後	改正前
(5)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	(5)　前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
5　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
（特定教育・保育の取扱方針） 第 15 条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	（特定教育・保育の取扱方針） 第 15 条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1)　幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 10 条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）	(1)　幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 10 条第１項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
(2)　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項	(2)　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。）　次号及び第４号に掲げる事項
(3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25	(3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25

改正後	改正前
条第１項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） （4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 2 前項第２号に掲げる認定こども園が特定教育･保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	条　　の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。） （4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 2 前項第２号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
（運営規程） 第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 提供する特定教育・保育の内容 （3） 職員の職種、員数及び職務の内容 （4） 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第１号　　に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びにその提供を行わない日 （5） 第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 （6） 第４条第２項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 （7） 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。） （8） 緊急時等における対応方法 （9） 非常災害対策 （10） 虐待の防止のための措置に関する事項	（運営規程） 第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 23 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1） 施設の目的及び運営の方針 （2） 提供する特定教育・保育の内容 （3） 職員の職種、員数及び職務の内容 （4） 特定教育・保育の提供を行う日（法第 19 条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びにその提供を行わない日 （5） 第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 （6） 第４条第２項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 （7） 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。） （8） 緊急時等における対応方法 （9） 非常災害対策 （10） 虐待の防止のための措置に関する事項

改正後	改正前
(11)　前各号に定めるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	(11)　前各号に定めるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(特別利用保育の基準) 第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	(特別利用保育の基準) 第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利

改正後	改正前
用保育を受ける者を含む。)」とする。	用保育を受ける者を含む。)」とする。
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」と	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」と

改正後	改正前
あるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	あるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第24号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第24号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあっては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあっては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

改正後	改正前
第 39 条　特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第 39 条　特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第１項第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3　特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	3　特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 42 条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 42 条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（特定地域型保育の取扱方針）	（特定地域型保育の取扱方針）
第 44 条　特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	第 44 条　特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
（特別利用地域型保育の基準）	（特別利用地域型保育の基準）
第 51 条　特定地域型保育事業者が法第 19 条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第１項に規定する地域型保育事業の認可基	第 51 条　特定地域型保育事業者が法第 19 条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第１項に規定する地域型保育事業の認可基

改正後	改正前
準を遵守しなければならない。	準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、

改正後	改正前
第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護

改正後	改正前
とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の市が定める額」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子どもに係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の市が定める額」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子どもに係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

令和５年第２回定例会
教育福祉委員会
議案第３６号　資料

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育の内容） 第 26 条　家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	（保育の内容） 第 26 条　家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

全国29都道府県で1,000人を超える原告が立ち上がっています!

提訴した原告合計1,025人

※亡くなった方等もおられるので原告数は最大時

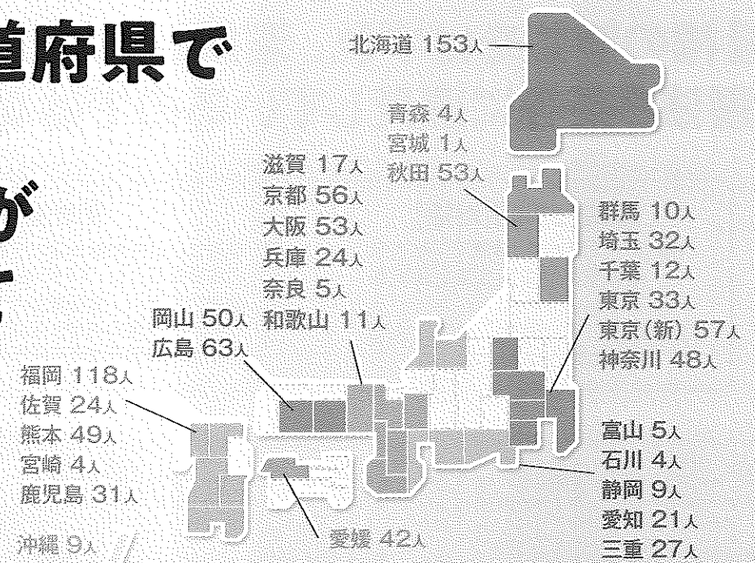

原告の声

北海道 42歳
吉田 伸さん

知的障害者の作業所に通いながら一人で生活をしています。
灯油代が上がる中、冬季加算が下げられたので、生活費を削って灯油代にまわさなければ過ごせません。
生活保護を受けていることを知られたくないと思っていましたが、いまは、自分のため、みんなのために裁判を最後まで頑張ろうと思っています。

京都府 56歳
山崎信一さん

麻痺がある僕には、公費では支給されないけど、生活に必要な消耗品がいくつもあります。
電動車いすを操作するためには、体全体の緊張を和らげなければなりません。そのため、一つ5,000円する特注の手袋で、右手をきつく縛って緊張をやわらげています。
言語障害のある僕が意思を伝えるためにはiPadも必要。相次ぐ引き下げでこうした物を買うのも難しくなってきました。

愛知県 65歳
千代盛 学さん

64歳のころ網膜剥離で中途失明し、生活保護を利用するようになりました。それまでは約30年、和食の料理人として働いていました。引き下げ前は週3度ほど湯舟につかれていましたが、今は節約のために冬場も短時間のシャワーです。
国からお前たちは要らないと言われているようで絶望感を感じます。

大阪府 75歳
小寺アイ子さん

長年カラオケ喫茶を自営していました。69歳のとき難病で働けなくなりました。貯えもなくなり、年金だけでは暮らせないため、生活保護を受けています。
毎日100円の貯金で孫たちにお年玉や誕生日プレゼントをあげるのが生きがいですが、それも難しくなってきました。「ばぁば、お金ないの?」と聞かれると胸が痛みます。

(年齢は2020年1月時点)

＼＼ 私たちも応援しています。 ／／

※掲載は五十音順

雨宮処凛
(作家)

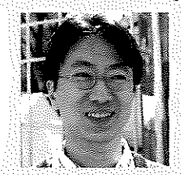

稲葉剛
(住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人)

荻原博子
(経済ジャーナリスト)

平野啓一郎
(小説家)

藤田孝典
(NPO法人ほっとプラス代表理事)

本田由紀
(東京大学大学院教育学研究科教授)

和田秀樹
(精神科医)

いのちのとりで裁判 全国アクション

【連絡先】
〒530-0047　大阪市北区西天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階　あかり法律事務所
弁護士 小久保 哲郎
TEL06-6363-3310　FAX06-6363-3320

いのちのとりで　検索

HP:https://inochinotoride.org/

【取扱団体】

社会保障推進流山市協議会

守ろう!私たちの「いのちの最終ライン」

知っていますか? **生活保護基準引き下げ違憲訴訟**

いのちのとりで裁判

国は2013年8月から3回に分けて、生活扶助基準(生活保護基準のうち生活費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)引き下げました。**「物価偽装」**までして強行した大幅引き下げに対しては、全国29都道府県で1,000人を超える人が裁判をおこしています。

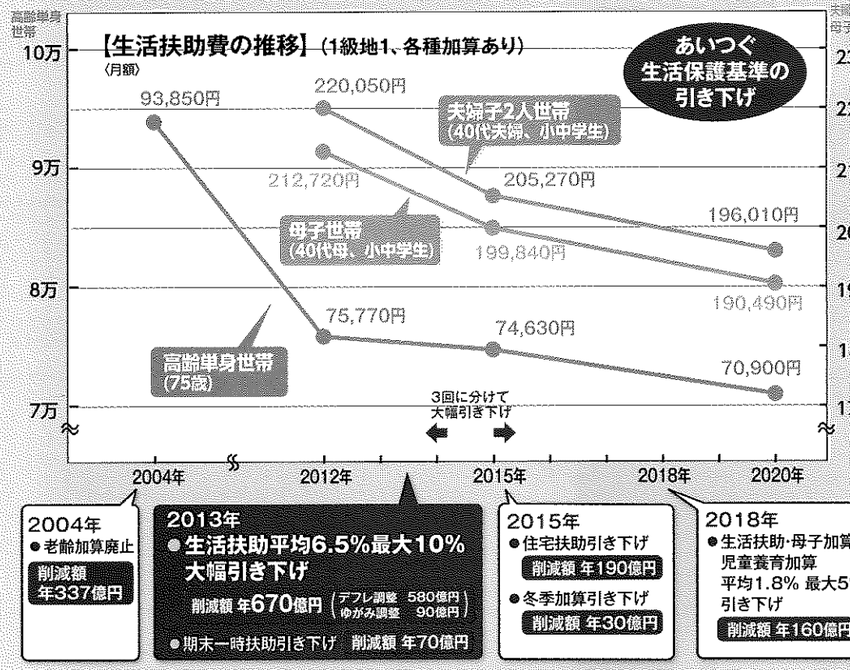

【減額された金額と割合】

夫婦子2人世帯(40代夫婦、小中学生)
2012年より -24,040円 マイナス10.9%

母子世帯(40代母、小中学生)
2012年より -22,230円 マイナス10.5%

高齢単身世帯(75歳)
2004年より -22,950円 マイナス24.5%

生活保護基準は、さまざまな制度(国の発表で47の制度)に連動しています

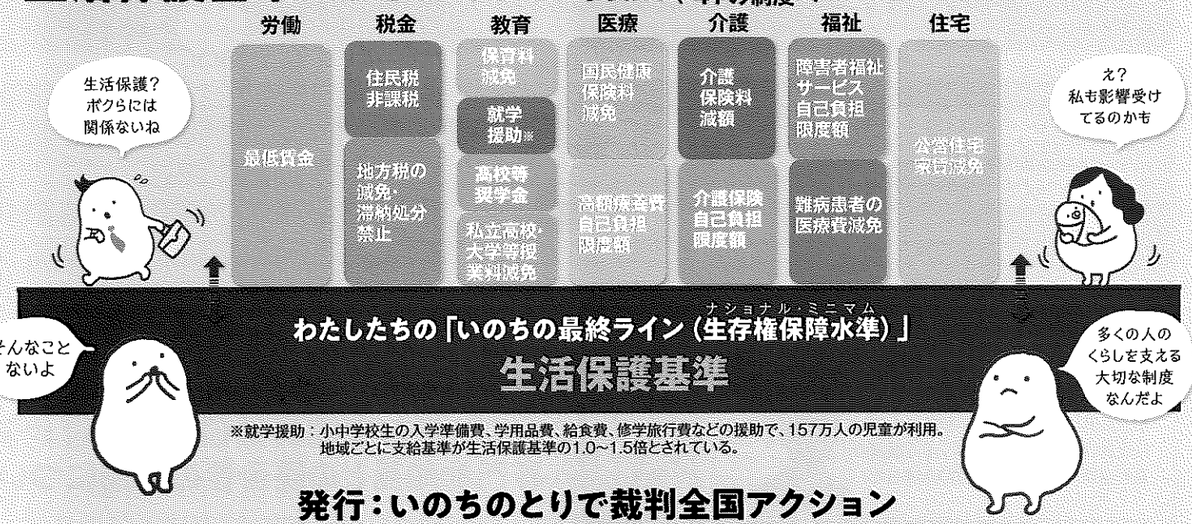

※就学援助:小中学校生の入学準備費、学用品費、給食費、修学旅行費などの援助で、157万人の児童が利用。地域ごとに支給基準が生活保護基準の1.0~1.5倍とされている。

発行:いのちのとりで裁判全国アクション

いのちのとりで

裁判の争点

生活扶助基準の引き下げは、厚生労働大臣の裁量権の範囲をはずれ、濫用しており、憲法25条、生活保護法8条等に違反しているのではないか!?

国の主張

「健康で文化的な最低限度の生活」の基準設定には、厚生労働大臣に広範な裁量権がある

VS

原告の主張

- 必要性・相当性を欠く制度後退は許されない（引き下げ）
- 大臣の裁量は生活保護法8条等の委任の範囲に限定される

憲法25条[生存権]

1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2項 国は、…社会福祉…の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法8条

1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし…て行うものとする。

2項 前項の基準は、要保護者の年齢別、…世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの…でなければならない。

削減総額670億円

デフレ調整580億円削減

厚労省の説明

「物価」を計算したところ、2008年から2011年にかけて4.78%の下落がありました。
「物価下落」を考慮して2013年から生活扶助費の一律削減を行いました。

ゆがみ調整 90億円削減

厚労省の説明

所得下位10%層(所得階級第1・十分位層)の消費実態と生活扶助基準の消費実態を、指数を用いて比較したところ、年齢・世帯人員・地域別に「ゆがみ」があり、これを是正するために調整を行いました。

「デフレ調整」は厚労省の生活扶助相当CPI（消費者物価指数）による物価偽装

問題1 生活保護基準部会※1の意見を聞くことなく、独断でデフレ調整を採用した！

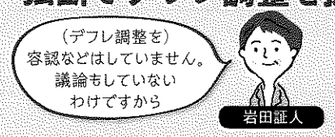

岩田正美氏
日本女子大学名誉教授。貧困研究の第一人者で生活保護基準部会の元部会長代理。名古屋地裁の第19回弁論において原告側証人として証言。

※1 厚労省の社会保障審議会に設置された常設の部会。学識経験者よる委員で構成され、生活保護基準の専門的評価及び検証を行っている。

問題2 物価考慮は、水準均衡方式※2の本質と矛盾!

※2 水準均衡方式とは、1983年から採用されている生活扶助基準の改定方法で一般世帯の消費水準と生活扶助基準のつり合いを維持しようとするもの。

消費水準は、すでに物価の影響を受けた結果なので、さらに「物価を考慮」すると二重評価になってしまう。

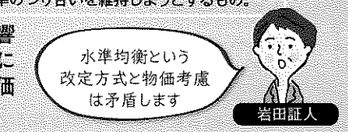

問題3 デフレ調整は、生活保護世帯の消費実態とかけ離れたウエイト（購入割合）を前提に計算された

- 生活保護世帯の消費実態を調べた「社会保障生計調査」を使わず、一般世帯の消費支出を計算の基にした。
- 消費実態は所得の高低によって当然異なり、生活保護世帯のパソコンやテレビの支出割合は、一般世帯の1／4から1／3にしかならない。

		支出月額	テレビ・パソコン等 購入代	テレビ・パソコン等 購入割合
2008年	家計調査（一般世帯）	296,932円	2,842円	0.96%
2008年	社会保障生計調査（保護世帯）	169,799円	357円	0.21%
2010年	家計調査（一般世帯）	290,244円	4,043円	1.39%※3
2010年	社会保障生計調査（保護世帯）	173,266円	737円	0.43%

白井証人作成の表より

※3 厚労省は、地デジ化でテレビの買換え需要が高まった2010年を基準年にした。

お金がないから電気製品なんて買えないのに～

2008年から2011年の物価下落率トップ5

1 デスクトップパソコン	-74.7%
2 ノートパソコン	-73.0%
3 ビデオレコーダー	-68.7%
4 カメラ	-68.0%
5 テレビ	-66.4%

白井康彦氏
元中日新聞編集委員。記者時代から「物価偽装」問題を追及。名古屋地裁の第19回弁論で原告側証人として証言。

問題4 物価下落率4.78%は、国際規準をはずれた計算方式で作られた!

- 国際規準では物価指数を算出する計算方式は「ラスパイレス式」。
- 総務省統計局は、この方式を一貫して使用しているが、厚労省はパーシェ方式（下落率が大きくなる）を混用した。

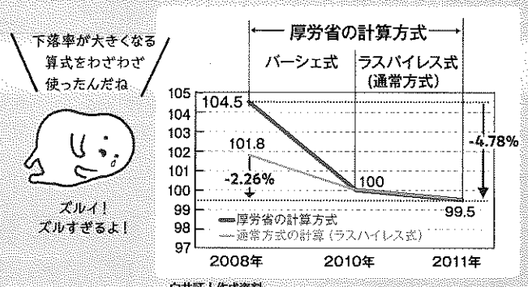

白井証人作成資料

上藤一郎氏
静岡大学教授。経済統計学会常任理事長（2016年9月～）。名古屋地裁の第18回弁論で原告側証人として証言。

問題1 基準部会の検証数値を独断で2分の1に！

- 北海道新聞が行った情報公開請求で入手した取扱厳重注意文書から発覚!
- 厚労省は、激変緩和のため検証数値を2分の1にしたというが、増額幅も抑制された結果、97億円の削減となった。

生活保護引き下げ検証 社保審の数値

厚労省 半分に抑制

高齢者世帯、月2千円減も

2016年6月18日
北海道新聞朝刊2面

問題2 所得下位10%層(第1・十分位層)から生活保護世帯を除外せず比較！

- 比較する2集団は厳密に区別する必要があるため、過去の検証(2004年、2007年、2017年)では除外されてきた。
- 基準部会の議論でも生活保護世帯を除外することとされていた。

大幅削減の背景

2012年12月の総選挙で自民党が政権に復帰。その選挙公約には「生活保護の給付水準10%引き下げ」がありました。

【老齢加算廃止に関する最高裁平成24年4月2日判決】

「統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」

いずれも欠いていることが明らかで、裁量権の範囲をはずれ、濫用しており違法!